

令和4年度 第6回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和4年9月8日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第21号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第22号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 盛一

坂本 導成

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生、田上 安幸、外村 和彦、松永 博文、井芹 康雄、伊佐 浩二

松野 文男

8. 議事録署名人

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和4年度第6回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。大変お疲れさまでございます。台風11号の県内への被害はほとんどなく過ぎ去りました。日頃より農業に携わる者としては非常に安堵しているところです。これから台風シーズンになりますが、今後も来ないことを祈るばかりであります。

過日は最適化推進委員の研修会に参加いただきまして、大変ありがとうございました。山鹿市農業委員会の事例報告、さらには横浜国立大学と大妻女子大学の専任してあります田代先生ですかね、講演をいただきました。田代先生はその前には農水省の本省のほうにも勤務した経験があるというふうにおっしゃっていましたが、非常に農業関係に詳しい先生だなというふうに感じながら拝聴しておったわけですが、お互いに聞いた後は、農業委員の活動の中で生かしていければこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

本日は、3条案件、5条案件、基盤強化法の議案がありますけど、案件があまり多くありませんので、そう長くはかからないとは思いますが、皆さんの忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、挨拶と代えさせていただきます。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は12番委員の河嶋委員と、それから13番委員の緒方委員をお願いをいたしま

す。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いいたします。

会 長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第21号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第21号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和4年9月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番から3番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらが県道御船甲佐線、こちらに宇城鉄筋さん、こちらに乙女小学校がございまして。申請地は宇城鉄筋から南西に約330メートル、田口の古賀原に4筆固まっています。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番の本田委員から農地所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手の農地の売買について相談された承を得られましたので、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については該当しません。

③についても該当しません。

④については、本人の従事日数が250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積は9,707平米で、下限面積をクリアします。

⑥については該当しません。

⑦については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番の中村幸信委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。

先月の8月29日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字古賀原にある農地4筆です。申請地には柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたすおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま11番の中村委員から現地調査の報告、また、10番の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。どうぞ。

○4番 写真の感じでは、柿はもう植えてあるとですかね。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 所有者の方が植えられています。

○10番 こっちで言います。もう既に、柿と、それともう一個、梅も植わってました。これ4筆あるんですね。だから、きれいで、放棄地ではないんです。ただ、道がないために、譲ると。で、結局柿が植わってるところは道があります。でも奥のほうには道がないんです。そういうところをきれいに整備されたところで、全部植わります。栗とか柿とか梅もございました。

以上です。

○4番 分かりました。

会 長 松本委員、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

ほかには意見はないようでございます。

それでは採決を行いたいと思います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1番から3番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

次、5条関係にまいります。それでは、議案第22号、農地法第5条許可申請書審

議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第22号、農地法第5条許可申請書審議について、農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年9月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、5ページをお願いします。

議案第22号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。

それでは、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から、申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。地図につきましてはお手元の資料6ページに掲載しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらの上、右から左に緑川が流れています。それを真ん前の国道443号線、この位置に桜の丘がございまして、申請地が西寒野小川島地区の赤い印に位置しております。

場所につきましては以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の広がりがある農地であるため、第1種農地に該当します。

第1種農地の転用は、原則できませんが、集落に接した農地であるため、例外的に転用が可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、金融機関の事前審査終了書を添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、整地程度で地先境界ブロックを設置するとされており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

先月の8月29日に、会長、中村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字西寒野字小川島にある農地で、農地の状況としては、10ヘクタール以上の広がりがある農地であるために、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接続しているために、例外的に転用可能と思われます。

今回の転用申請では、整地程度で地先境界ブロックを設置するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたすおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま10番の本田委員から現地調査の報告、また、1番の境委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外的に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

河嶋委員。

○12番 12番の河嶋ですけど、申請人の年齢と譲受人の年齢が空白になっていますけれども、何歳くらいですか。

会 長 事務局。

事務局 年齢の記載がないという御質問ですが、町外にお住まいでございますので、年齢までは確認できておりません。

以上です。

会 長 よろしいですか。そのほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号１につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をします。

続きまして、審議調書の番号２についてを審議したいと思います。

それでは、９番委員の草場委員から説明をお願いします。

○ ９ 番

９番委員の草場です。

それでは、番号２について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、７ページに掲載しております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらが麻生原の集落、県道今吉野甲佐線、町道船津上早川線、以前は広域農道というふうになっておりました。こちらに甲佐大橋がございます。今回の申請地につきましては、こちらの赤い印のところにございます。今吉野甲佐線と町道船津上早川線の交差点から北東へ約350メートルの位置に申請地はございます。既存の施設の駐車場がここに隣接したこの位置に現在ある場所でございます。

場所については以上です。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、９番委員の草場委員から説明をお願いします。

○ ９ 番

９番委員の草場です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、駐車場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

１については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団で、生産性の低い農地であるため、第二種農地に該当します。このことにより、農地法第４条第６項第１号のイ及びロのいずれにも該当せず、既存施設の拡張であるため、転用は可能と思われます。

２については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

３については、資金計画書、残高証明書を添付されているため、事業の実現性に

ついて問題はありません。

4については、切土をし、地盤の整地と敷砂利程度とされており、土砂の流失や周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、11番委員の中村委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。

先月の8月29日に、会長、本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字津志田字南原にある農地で、農地の状況としては、公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団で生産性の低い農地であるため、第二種農地に該当します。既存施設の拡張であるため、例外的には転用は可能と思われます。

今回の転用申請では、切土と整地、敷砂利とされており、転用による周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号イ及びロいずれにも該当せず、例外的に転用可能との説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員。

○12番 二つほどちょっとお尋ねですけども、駐車場に転用する場合は、何平米まで可能でしたか。あともう一つは、一応、個人名で出ていますけれども、駐車場は会社が使われると思いますので、登記はどちらのほうで持っていただくんだろうかということです。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 まず、1番目の御質問です。駐車場の転用について面積の上限があるかという御質問だったかと思いますが、これについては特段縛りはございません。必要であるということでこれだけ、この台数だということで必要面積で合致すれば、その面積は認められます。

二つ目が、所有者名、申請人が個人名で会社に貸すということですが、これについては自分が役員をする会社に貸し付けるということで、個人での5条申請が可能でございます。

会 長 河嶋委員、以上でいいですか。

事務局長 ちょっと補足で、最初のやつですけども、事務局のほうで言ったのは、制限というのはないんですけども、先ほど言いましたその必要性。だから、やみくもに

広く駐車場が必要といっても許可は下りないと。あくまでも従業員の数であったり来客数辺りで細かく積算して、その上で最低限の必要ということの面積が条件となります。ちょっと補足になります。

以上です。

会 長 よろしいですかね。

そのほかには何か御意見はございませんか。

○1番 じゃあ、その駐車場の審査というのはどういう感じですか。

事務局 一応、許可権は県にございます。県知事です。で、事前に事務局が町の委員会のほうで審査して、意見をつけて出す。許可は県が、あくまでも最終決定者は県知事ですので、県が判断されますが、同じような目線で事務局も見させていただいて、なるほどなというところでやっとなんか出てくるということで、先ほど事務局長が申しましたとおり、面積の妥当性について確認して、お諮りして、この委員会の決定意見を添えて県に送付して、県が最終的に判断するという形になります。

事務局長 事業計画とかをつけられていますので、そこに従業員が何人いるから何台必要で、そこに会社として置く数。

○1番 ああ、そうか、運送業か。

事務局長 社用車の数とか、そういうところで1台当たり何メートルになるかとか、そういうところで計算をして、このぐらいが最低限必要ということで、県のほうと協議をするという形になります。

会 長 よろしいですかね、境委員。

ほかに何かございませんか。

○14番 所有権の移転が無償ということですけど、これはお互いに話して、管理できないから、ただでもいいからあげますということなんですかね。

事務局 おっしゃるとおりです。

事務局 これについてはもうお互いに納得されていれば、有償、無償、こういった形でも可能ですので、そのところには関知はしません。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようです。

それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号3について審議をしたいと思います。

それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは、番号3について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

御説明申し上げます。地図につきましては8ページにお示ししております。ですが、前のスクリーンで御説明をさせていただきたいと思います。

こちらに県道の宇土甲佐線、そして今吉野甲佐線がこのようにございます。で、田原の集落、グリーンセンター、今回の申請地がこの赤いところで、小川嘉島線と宇土甲佐線の交差点、ここから北西に約28メートル、この位置に今回の申請地がございました。

場所の説明については以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人(賃借人)が譲渡人(賃貸人)から農地を有償で借り受け、駐車場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の広がりがある農地であるため、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、大規模な造成は行わず、地盤の整地と敷砂利程度とされており、土砂の流出や、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っていますので、10番委員の本田委員から説明をお願いします。

- 10番 10番委員の本田です。
- 先月の8月29日に、会長、中村委員、事務局で現地調査を行いました。
- 申請地は、大字田口字免ノ上にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の広がりがある土地であるために、第一種農地に該当します。
- 第一種農地の転用はできませんが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用は可能と思われます。
- 今回の転用申請では、大規模な造成は行わず、現状のまま利用するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告します。
- 会 長 ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
- 境委員。
- 1番 今、現状で砂利が入れてあるみたいですけど、そこは別に問題はないんですか。
- 会 長 事務局。
- 事務局 問題ないかという御質問ですが、問題がございます。で、以前、担当の長野委員のほうから注意をされて、今回申請に当たって始末書をつけて出していただいています。
- 以上です。
- 会 長 よろしいですか。事前に勝手にやったということで、始末書を書いています。
- ほかに何か意見はございませんか。
- ほかにはないようでございます。
- それでは、採決を行います。
- 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。
- それでは、番号3につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。
- 続きまして、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。
- 事務局のほうから説明をお願いします。
- 事務局 それでは、9ページをお願いします。
- 議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年9月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いいたします。

甲農第992号、令和4年8月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の11ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和4年度第6回です。まずは、総括表で説明いたします。

賃借権、使用貸借権は、再設定、新規共にございません。

その他、所有権移転については、田が1筆の2,987平米、これのみとなります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会 長 それでは、12ページをお願いします。

議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1について、この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

まず、13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらがネッツトヨタさん、こちらに日立物流さんがあります。申請地はネッツトヨタさんから西に約550メートル、吉田の吉田第一にあります。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま番号1について事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かございませんか。はい。

○5番 今、会議してるのは、現状の土地ですね。前、何か貸付けか何かしとったんです

ね、それを公社を通して売買するという形になっとるんですか。

会 長 事務局、いいですか。

事務局 農業委員会を通しての貸し借りは入ってなかったんですけども、貸し借りがあったというふうに聞いています。

○5番 ああ。で、これだけ売るという形になったと。

事務局 今まで相続登記ができてなかった関係で正式な貸し借りを入れられずにいたんですけども、今回、登記の手続きがちゃんとできたので、正式に売買することとなりました。

会 長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番については原案のとおり承認をいたします。

今日は案件が少なかった関係で、以上で議案を終了します。

あとは事務局にバトンタッチいたします。

事務局長 お疲れさまでした。それでは、これをもちまして、第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 2 番

1 3 番